

令和5年4月以降の変更について
＜求職活動要件が変わります＞

- ① 離職の方は、定期的な関係機関への相談、企業への応募等が要件となります。
- ② 自営業の方（休業等から事業再生等を目指す方）は、経営相談先への相談及び自立に向けた活動を行い報告が必要になります。

令和5年4月以降の求職活動は裏面の要件表の通りです。
必ず裏面をご確認ください。

* 支給決定後の2、3月目は、一覧に基づく求職活動について一月ごとに面談を行い、活動状況確認後の振込となります。

- ③ 職業訓練受講給付金と併給ができます。

申請にあたっては、まず自立相談支援窓口にご連絡ください。

ご相談時に申請要件等詳細についてはご説明します。

ご相談をお受けした後、申請書類等が整った時点での申請受付となります。

延長、再延長の方も同様です。

【電話番号】：03-5803-1916

【受付時間】：平日午前9時から午後5時まで

直接窓口に来所頂いてもご相談が受けられない場合がございます。

まずはお電話で面談のご予約をお願い致します。

*** 詳しくはこちら**

・文京区公式ホームページ

URL: <https://www.city.bunkyo.lg.jp/hoken/seikatsu/jyuutakukinkyuu.html>



住居確保給付金とはこんな方が対象です

* 仕事を辞めてから／事業を止めてから2年以内の方(※1)

* 休業等(※2)により収入が減って、家賃を払えなくなりそうな方/住む家がない方

※1 対象者は、離職又は廃業後2年の期間に疾病、負傷、育児などやむを得ない事情があった場合は、その期間の日数を考慮できる。

※2 雇用先によるシフトの減少、取引先の倒産や営業縮小、災害等の影響によるものに限る

受給するためにはその人に応じた求職活動を行う必要があります。
必要な求職活動について、よくご確認ください。

求職活動要件をチェック！

申請理由はどちらですか？

- ① 離職・廃業
- ② 休業等による収入減少

①の方

②の方

- ③ シフト減少 (※)
- ④ ③以外の自営業者

③の方

④の方

事業を建て直す意思がある

いいえ

はい

A
公共職業安定所等での
求職活動



経営相談先から
就労を勧められた
場合

経営相談先で
の経営相談

B 自立に
向けた活動

活動計画の作成

※自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含む

※自立に向けた活動とは、経営相談先から助言等を受けて作成する「自立に向けた活動計画」に基づき行う活動です。(例えば、事業収入を増やすための営業活動や資金調達など)「自立に向けた活動計画」は自立相談支援機関への報告が必要です。

令和5年4月以降の住居確保給付金の求職活動等要件表

<p>A 公共職業安定所等での求職活動</p>	<p>B 自立に向けた活動</p>
<p>離職の初回 離職の延長 離職・休業の再延長 (全員)</p>	<p>休業の初月～6月目まで 休業(事業再生を目指す)の初回 休業(事業再生を目指す)の延長</p>
<p>①公共職業安定所等への求職申込み ②自立相談支援機関での相談 (月4回以上) ③公共職業安定所等での職業相談 (月2回以上) ④企業等への応募 (原則週1回以上) ⑤プランに沿った活動(家計相談など)</p>	<p>①経営相談先への相談申込み ②自立相談支援機関での相談 (月4回以上) ③経営相談先での経営相談 (原則月1回) ④給与以外の業務上の収入を得る機 会の増加を図る取組 (月1回以上) ⑤プランに沿った活動(家計相談、自営 業者向けセミナー等への参加など)</p>